

1 計画の概要

障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画（指標集のイメージ）であり、国の基本指針に即し、市町村の障害福祉計画と整合性を図りながら策定するもの。第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画を一つの計画として策定しており、計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年である。

名 称	宮城県障害福祉計画
根拠法	障害者総合支援法第89条の規定により「都道府県障害福祉計画」として策定。また、第5期計画からは、児童福祉法第33条の22（H30. 4. 1施行）に規定する「都道府県障害児福祉計画」と一体的に策定
期 間	国の指針で規定（R6－8年度の3年間）
審議会	県の審議会（障害者施策推進協議会）の意見を聴かなければならない 県の協議会（自立支援協議会）の意見を聴くよう努めなければならない
特 徴	＜主な成果目標＞ ①福祉施設の入所者の地域生活への移行 ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ④福祉施設から一般就労への移行等 ⑤障害児に対するサービス等の提供体制の確保 ⑥相談支援体制の充実・強化等 ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

2 計画の構成

基本的事項

計画策定の根拠及び趣旨、基本理念、策定の目的、区域の設定、計画期間 など

提供体制の確保に係る目標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策

- (1) 障害福祉サービスの実施に関する考え方
- (2) 障害福祉サービス等の必要な量の見込み
 - ①障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み、②その他の活動指標
- (3) 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策

障害者支援施設等の必要入所定員総数

障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置

地域生活支援事業等の実施に関する事項